令和５年度

道路施設定期点検業務委託
（分割５号）

特記仕様書

令和５年６月

公益財団法人
群馬県建設技術センター

１　トンネル定期点検編

第1章　総則

第1条 適　用

本特記仕様書は、公益財団法人　群馬県建設技術センター（以下、「センター」という。）が実施する『令和5年度道路施設定期点検業務委託(分割5号)』（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条 通　則

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書及び群馬県設計業務委託仕様書によるほか、次に示す図書に基づくものとする。

（1）　道路トンネル定期点検要領（平成31年2月　国土交通省　道路局）

（2）　道路トンネル定期点検要領（平成31年3月　国土交通省　道路局　国道・技術課）

第3条 目　的

本業務は、みなかみ町が管理するトンネルの本体工の変状、道路付属物等の取付け状態等の異常を把握するための点検を実施し、健全性の診断を行うことを目的とする。

第4条 応急処置

点検時に、第三者への被害が想定される異常等を発見した場合は、直ちに道路管理者とセンターに報告すること。

第5条 履行期限

本業務は、令和6年1月31日までとしているが、履行期限終期日までに完成検査まで完了させること。

第6条 仮成果品の納品

道路施設の点検結果を取りまとめた仮成果品については、センターのチェック及びその修正に要する期間を考慮し、履行期限終期日の1ヶ月前までに必ずセンターへ納めること。

第7条 管理技術者・照査技術者

管理技術者は技術士（建設部門／鋼構造及びコンクリート、建設部門／土質及び基礎、建設部門／道路、建設部門／トンネル）、又はRCCM（鋼構造及びコンクリート部門、土質及び基礎部門、道路部門、トンネル部門）のうちいずれかの保有者とする。

照査技術者は、技術士（建設部門／鋼構造及びコンクリート、建設部門／土質及び基礎、または建設部門／道路、建設部門／トンネル）、又はRCCM（鋼構造及びコンクリート部門、土質及び基礎部門、道路部門、トンネル部門）うちいずれかの保有者とし、道路トンネルの定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者とする。

なお、原則、管理技術者と照査技術者を同一の技術者が兼任することは認めない。

第2章　業務内容

第8条 計画準備

業務の目的・主旨を把握した上で、業務計画書及び、詳細なトンネル毎の点検実施計画の作成を行う。また、業務に関する資料の収集整理を行うための資料収集リストを作成すること。

1）現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、トンネルの変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、トンネルの立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

2）関係機関協議

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成を行う。

第9条 定期点検（状態の把握）

「点検要領」に基づき、トンネル点検車等を用いて、トンネル本体工及び附属物の取付金具類やアンカー等を近接目視（必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用）にて行う。

第10条　健全性の診断

1）状態の把握と次回定期点検までの間の措置の必要性について総合的な診断を行う。

トンネル本体工の変状を外力、材料劣化、漏水に区分して、材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれ変状毎に、外力に起因する変状は覆工スパン毎に整理して、道路トンネル毎の健全性の診断を行う。

2）変状毎および覆工スパン毎に得られた外力、材質劣化、漏水に関する各変状のうちで最も評価の厳しい変状等の評価を採用し、その覆工スパン単位での健全性とする。さらに各トンネルの各覆工スパン単位での最も評価の厳しい健全性を採用し、そのトンネル単位の健全性とする。

3）付属物等の取付状態に対する判定（以下、異常判定）は、定期点検を行う者が現地にて判定区分を用いて行う。

※健全性の診断については、変状等及び覆工スパン毎の健全性の診断を行い、道路トンネル毎の健全性の診断を行う場合を想定している。

第11条　報告書等作成

1）報告書の作成

点検業務の成果として、作成した資料や定期点検記録様式等の取りまとめを行う。

2）定期点検記録様式の作成

ア）点検調書については、センターが指定するシステムで作成すること。

イ）定期点検（状態の把握）及び健全性の診断を行い定期点検記録様式に記録するものとする。また、必要に応じて道路管理者が保有するトンネル台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

3）打合せ協議

本業務に関する打合せは、業務着手時、中間時の2回実施する。なお、業務着手時には管理技術者が立ち会うこと。

業務完了時のみなかみ町への成果物の納品はセンターにて実施することから、本業務の全体の概要説明資料を作成し、センターへ提出すること。

第12条 現地立会

センター及び受注者は、必要に応じ現地立ち会いを実施する。

第13条 成果品

1. 本業務の成果品は、以下のとおりとする。
   （1） 報告書（センター用） 1部
   （2） 報告書（市町村用） 1部
   （3） 電子媒体 各1式
   （4） その他監督員の指示した資料
2. 業務履行中、監督員より中間成果を求められた場合には、速やかに提出する。

第14条 その他

1. 本業務により点検するトンネルについて、新技術を活用した点検方法について検討すること。なお、詳細については、センターと協議の上、決定すること。
2. 本仕様書に定めのない事項については、監督員と別途協議する。

２　シェッド定期点検編

第1章　総則

第1条　適　用

本特記仕様書は、公益財団法人　群馬県建設技術センター（以下、「センター」という。）が実施する『令和5年度道路施設定期点検業務委託(分割5号)』（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条　通　則

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書及び群馬県設計業務委託仕様書によるほか、次に示す図書に基づくものとする。

（3）　シェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成31年2月　国土交通省　道路局）

（4）　シェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成31年3月　国土交通省　道路局　国道・技術課）

第3条　目　的

本業務は、みなかみ町が管理するシェッドの本体工の変状、道路付属物等の取付け状態等の異常を把握するための点検を実施し、健全性の診断を行うことを目的とする。

第4条　応急処置

点検時に、第三者への被害が想定される異常等を発見した場合は、直ちに道路管理者、センターに報告すること。

第5条　履行期限

「1　トンネル定期点検編第5条」に準じる

第6条　仮成果品の納品

「1　トンネル定期点検編第6条」に準じる。

第7条　管理技術者・照査技術者

「1　トンネル定期点検編第7条」に準じる。

また、管理技術者・照査技術者ともに、道路シェッドの定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者とする。

なお、原則、管理技術者と照査技術者を同一の技術者が兼任することは認めない。

第2章　業務内容

第1条　計画準備

点検に必要な資料の収集・出力、業務計画書及び実施計画書作成、現地踏査、及び関係機関との協議資料作成等を行う。

1）資料収集整理

業務計画書及び、詳細なシェッド毎の点検計画となる実施計画書等の作成に必要な関連資料等の収集を行う。また、業務に関する資料の収集整理を行うための資料収集リストを作成すること。

2）現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、シェッドの変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、シェッドの立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

3）道路使用許可申請

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、道路使用許可申請の作成を行う。

第2条　定期点検（状態の把握）

「点検要領」に基づき、点検車等を用いて、シェッド本体工及び附属物の取付金具類やアンカー等を近接目視（必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用）にて行う。

第3条　　対策区分の判定

1．シェッドの損傷状況を把握した上で、点検要領に基づき対策区分の判定を行う。
2．損傷が緊急対応の必要があると判断される場合は、業務計画書に従い速やかに監督員等に連絡すること。

第4条　　損傷箇所の対応方針の提案

対策区分ごとに、想定される当面の対応策を提案する。

1．緊急対応（E1、E2判定）について
　（1）　把握した損傷状況や交通状況等から，交通規制等の必要性を検討し、速やかに監督員へ報告する。
　（2）　想定される緊急対応工法を提案し、概略数量の把握、概算金額算定を行う。
　（3）　今後の補修設計に必要な調査項目の提案と、その概算額を算出する。

2．維持工事対応（M判定）について

（1）　M判定について、予防保全の観点から対応が必要なものについては、対策及び概略数量等を提案する。

3．速やかに補修等を行う必要がある（C1、C2 判定）について

（1）　C1、C2 判定については、構造の安全性の観点から速やかに補修等を行うことを目的に、損傷を補修するために必要な概略数量について提案する。

4．詳細調査を行った上で補修の要否検討を行う必要がある（S1判定）について

（1）　損傷が著しく、補修等の必要性の判定を行うにあたって原因の特定など詳細な調査が必要な場合には、推定される損傷原因及び調査方法について提案を行う。

5．損傷の進行状況を確認するため追跡調査を行う必要がある（S2判定）について

（1）　損傷箇所について、次回点検時に追跡調査ができる仕組みづくりを行う。具体的には、損傷箇所のポンチ絵作成、写真撮影、現地へのマーキング、クラック情報の記入（長さ、幅等）等とする。

（2）　損傷箇所の状態を記録し、今後の観察方法や頻度等について提案を行う。

第5条　　損傷進行具合、補修状況の確認

1．点検の際には、前回点検時に認められた損傷の進行具合や維持管理状況、補修の実施の有無を確認、記録する。

2．前回点検で判定区分 C2の損傷が補修されていない場合には記録をし、監督員に報告する。

3．前回点検の損傷が補修済みの場合には、定期点検記録様式（その7）に補修済みであることを記入し、前回点検と同位置で写真を記録する。

第6条　　点検業務においての注意事項

1．点検時にコンクリートの「うき」等による第三者被害が生じる恐れが確認された場合には、安全を確保のうえ可能な限り叩き落とし等の応急措置を施すこと。

第7条　　変状図

1．点検の結果や損傷を記録するため、変状図を作成する。

2．変状図は、効率的な維持管理をする上で必要な情報を記入するものとし、次回点検における進行性確認、補修設計に利用できる損傷状況のスケッチ、数量・寸法等を記録する。

3．変状図の損傷位置、写真番号は一致させる。

第8条　　健全性の診断

対策区分の判定結果を参考に、健全性の診断を行う。

第9条　　定期点検記録様式の作成

1．点検結果について、国点検要領に定める定期点検記録様式（その1）から（その13）を作成する。

2. 健全性の診断を行い、点検要領に定める別紙2の様式1（1）及び様式2（1）を作成する。
　また、必要に応じて道路管理者が保有するシェッド台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。
3. 損傷がない場合であっても、定期点検記録様式(その1)から（その13）、別紙2の様式1(1)及び様式2（1）を作成する。

第10条　報告書作成

本業務の成果として、点検結果等をとりまとめ、報告書を作成する。

第11条　打合せ協議

本業務に関する打合せは、業務着手時、中間時の2回実施する。なお、業務着手時には管理技術者が立ち会うこと。

業務完了時のみなかみ町への成果物の納品はセンターにて実施することから、本業務の全体の概要説明資料を作成し、センターへ提出すること。

第12条　成果品

1. 本業務の成果品は、以下のとおりとする。
　（5）　報告書（センター用）　1部
　（6）　報告書（市町村用）　1部
　（7）　電子媒体　各1式
　（8）　その他監督員の指示した資料
2. 業務履行中、監督員より中間成果を求められた場合には、速やかに提出する。

第13条　その他

1. 本業務により点検するシェッドについて、新技術を活用した点検方法について検討すること。なお、詳細については、センターと協議の上、決定すること。
2. 本仕様書に定めのない事項については、監督員と別途協議する。